

笹岡宏保税理士 資産税実務2025 申込書

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

講座名	東京開催	大阪開催/会場	講座価格(税込)	全講座一括(税込)
I 【相続税・贈与税】 他人名義財産の取扱い	① 4/12(土)	4/26(土) イ	(全6講座) 200,000円 □	全講座 (全24講座) 640,000円 □ 全講座一括で 210,000円 お得! 早期割引 580,000円 2025年 2月末まで
	② 4/13(日)	4/27(日) イ		
	③ 5/14(水)	5/18(日) 茶		
	④ 5/15(木)	5/19(月) 茶		
	⑤ 6/20(金)	6/14(土) イ		
	⑥ 6/21(土)	6/15(日) イ		
II 【相続税・贈与税】 借地権の評価実務	⑦ 7/18(金)	7/26(土) 茶	(全8講座) 280,000円 □	
	⑧ 7/19(土)	7/27(日) 茶		
	⑨ 8/9(土)	8/29(金) 茶		
	⑩ 8/10(日)	8/30(土) 茶		
	⑪ 9/14(日)	9/27(土) イ		
	⑫ 9/15(月祝)	9/28(日) イ		
	⑬ 10/12(日)	10/25(土) 茶		
	⑭ 10/13(月祝)	10/26(日) 茶		
III 難解事例から探る 『土地評価の事例検討』実務	⑮ 11/9(日)	11/22(土) 茶	(全4講座) 150,000円 □	
	⑯ 11/10(月)	11/23(日) 茶		
	⑰ 12/9(火)	12/13(土) イ		
	⑱ 12/10(水)	12/14(日) イ		
IV 【相続税・贈与税】 更正の請求の取扱い	⑲ 2026.1/9(金)	2026.1/24(土) 茶	(全4講座) 150,000円 □	
	⑳ 2026.1/10(土)	2026.1/25(日) 茶		
	㉑ 2026.2/10(火)	2026.2/14(土) イ		
	㉒ 2026.2/11(水祝)	2026.2/15(日) イ		
V 不当利得返還請求権 (相続財産該当性・財産評価) を巡る税務	㉓ 2026.3/19(木)	2026.3/28(土) 茶	(全2講座) 70,000円 □	
	㉔ 2026.3/20(金祝)	2026.3/29(日) 茶		

※ お申込みの際はE-mailアドレスを必ずご記入ください ※ 全講座 10:30~17:00開催 ※ 価格はテキスト代を含め、全て税込表記となっております。

※ 諸事情により、日程変更もしくは中止になる場合がございます。

茶 AP大阪茶屋町 **イ** APイノゲート大阪

■ お申込区分 ※要選択 □ 東京会場受講(定員40名様) □ 東京オンラインLIVE受講 □ 大阪会場受講(定員40名様)

■ お申込み種別 ※要選択 □ 一般 □ 『資産税ビジョン:プレミア』に入会して受講*
*『資産税実務』講座を含む、年間100講座以上の資産税セミナーを受け放題(宿泊研修・資格講座等除く) 1名様 月額55,000円~

■ 氏名 / フリガナ ■ 事務所名

■ ご住所 〒

■ TEL. ■ FAX

■ E-mailアドレス ※必ずご記入
ください。

笹岡宏保 税理士

資産税実務2025

- I 【相続税・贈与税】他人名義財産の取扱い
- II 【相続税・贈与税】借地権の評価実務
- III 難解事例から探る『土地評価の事例検討』実務
- IV 【相続税・贈与税】更正の請求の取扱い
- V 不当利得返還請求権(相続財産該当性・財産評価)を巡る税務

全5講座 24日間 640,000円
早期割引 580,000円 (2月末まで)



Farbe

東京 大阪
会場 受講 オンライン LIVE

※アーカイブ視聴はできません

連続研修会

笹岡宏保 税理士 資産税実務2025

2025.4～2026.3(1年間)

東京

大阪

会場
受講

オンライン
LIVE

全5
講座

24
日間

4月
6月

全
6日

I

【相続税・贈与税】他人名義財産の取扱い

条文、通達及び問答集を読んでも載っていない他人名義により取得した財産の取扱いを確認

II

【相続税・贈与税】借地権の評価実務

借地権評価に必要な不可欠な借地権の各種区分形態の分類から実務上判断に迷う事例に対する取扱いまで借地権評価のフルコースを確認

7月
10月

全
8日

III

難解事例から探る『土地評価の事例検討』実務

主に非公開裁判事例を用いて通達や問答集には記載されていない法令解釈等に基づく土地等の評価実務を確認

11月
12月

全
4日

IV

【相続税・贈与税】更正の請求の取扱い

国税通則法及び相続税法に規定する更正の請求について、また、裁判例(判例)及び裁判事例を通じて押さえておくべき重要ポイントを確認

1月
2月

全
4日

V

不当利得返還請求権(相続財産該当性・財産評価)を巡る税務

近年の税務調査でも指摘機会が多くなったと思われる不当利得返還請求権について重要論点を確認

3月

全
2日

●当講座はアーカイブ視聴はできません。

全日10:30～17:00(受付10:00～)

東京会場 同日・同時刻に生中継

FarbeのオンラインLIVEとは

東京会場で実施される生講座をパソコン・タブレット・スマホに同時中継。インターネット環境があれば、全国どこでも受講できます。

全国対応
全国どこからでも
受講可能!



同時中継

テキストは事前に
郵送いたします。



画質が良くて音もクリア!

テレビ制作会社のTBSアクトが安定した画質・音質で配信。講師だけでなく、スクリーン・ホワイトボードを「カメラワーク」で撮影しているため、臨場感があり、飽きさせません。他社による固定カメラによるweb配信セミナーとは全く異なります。



資産税ビジョン

受講の目的により
入会クラスを選べます。

講師や参加者との交流によりセミナーの価値を高める会場受講、遠方からはオンライン受講、所内職員研修や勉強会にもご活用いただけます。

プレミアム

月額 55,000円(税込)

『笹岡税理士 資産税実務』(24日間)を含む
すべてのセミナーが受け放題!

※ 笹岡税理士 資産税実務(24日間)
および笹岡税理士 単独講座は、
見逃し視聴(アーカイブ)できません。

会場受講 オンライン受講 笹岡宏保税理士 資産税実務(24日間)※

スタンダード

月額 22,000円(税込)

豊富なテーマのセミナーを年間50講座以上!
お好みのセミナーを選択して受講!

会場受講 オンライン受講 笹岡宏保税理士 資産税実務(24日間)

会場案内



東京会場 [浜松町]

ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル (受付:1階)
TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅」(南口・世界貿易センタービルディング南館直結出口) 徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅」(南口-1出口) 徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線「大門駅」(A1出口) 徒歩5分

大阪会場 [茶屋町]

AP大阪茶屋町

大阪府大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MART梅田ビル8F
TEL:06-6374-1109

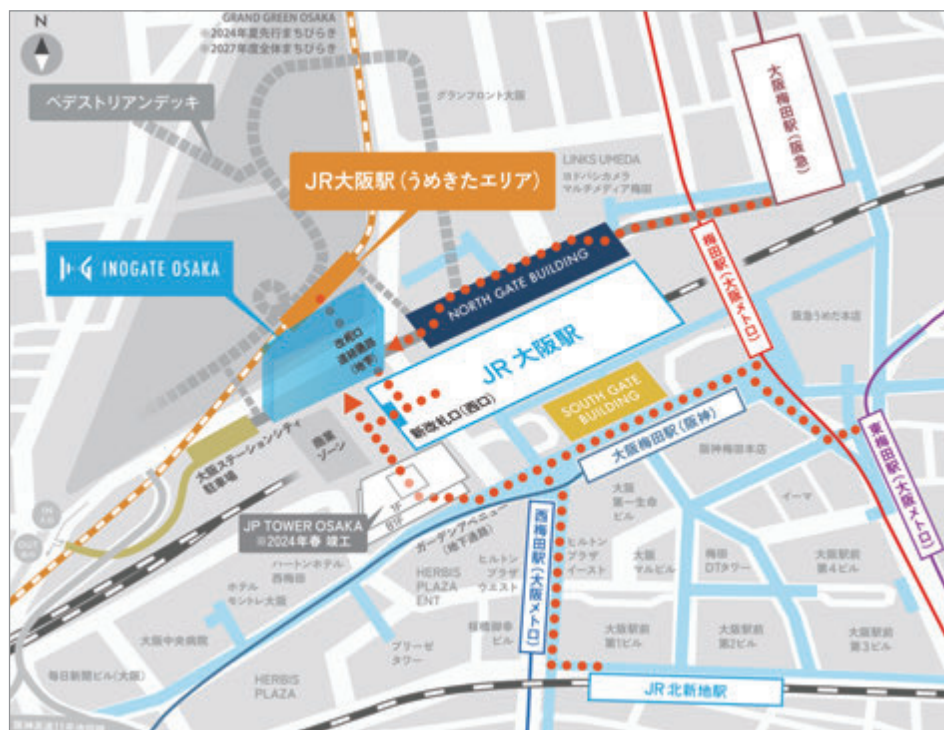
- ・JR「大阪駅」御堂筋北口・地下鉄御堂筋線「梅田駅」北改札より徒歩約3分(地下街経由直結)
- ・阪急電車「梅田駅」2F中央改札口より徒歩約1分
- ・地下鉄谷町線「東梅田駅」北東改札・北西改札より徒歩約5分

大阪会場 [大阪駅]

APイノゲート大阪

大阪府大阪市北区梅田3丁目 1
2-123 イノゲート大阪 11F
JR大阪駅「新改札口(西口)」直結

- ・JR 大阪駅直上



I 【相続税・贈与税】他人名義財産の取扱い

条文、通達及び問答集を読んでも載っていない 他人名義により取得した財産の取扱いを確認

今回は6日間で、条文、通達及び問答集を読んでも載っていない相続税・贈与税における『他人名義財産の取扱い』について、実務上習得しておきたい項目を裁判例(判例)・裁決事例を題材に確認します。

他人名義財産を申告対象とすべきであるとする課税庁の指摘は、税務調査において最多の項目であると考えられますので、しっかりと考え方を確認しておく必要があります。相続税実務において担当者のスキルが最も問われる分野ともいえます。

第1日目	東京	4月12日(土)	大阪	4月26日(土)
第2日目	東京	4月13日(日)	大阪	4月27日(日)
第3日目	東京	5月14日(水)	大阪	5月18日(日)
第4日目	東京	5月15日(木)	大阪	5月19日(月)
第5日目	東京	6月20日(金)	大阪	6月14日(土)
第6日目	東京	6月21日(土)	大阪	6月15日(日)

4月
6月
全
6日

全日
10:30 ~ 17:00
(受付10:00 ~)

1. 相続税の調査状況の確認
2. 他人名義財産(預貯金)に係る事例検討
3. 他人名義財産(不動産)に係る事例検討
4. 他人名義財産(生命保険契約)に係る事例検討
5. 他人名義財産(動産)に係る事例検討

Ⅱ 【相続税・贈与税】借地権の評価実務

7月
10月
全
8日

全日
10:30 ~ 17:00
(受付10:00 ~)

借地権評価に必要な不可欠な借地権の各種区分形態の分類から実務上判断に迷う事例に対する取扱いまで借地権評価のフルコースを確認

今回は全8日間で、なかなか体系的な理解が困難な相続税・贈与税における『借地権の評価実務』について体系的に確認していくことにします。

この確認により、借地権評価に係る実務上の取扱いの大部分を確認することができるものと考えています。

また、実務上判断が悩ましい事例についても、裁判例、裁決事例等を通じて解決が図れるように事例紹介をいたします。

第1日目	東京 7月18日(金)	大阪 茶 7月26日(土)
第2日目	東京 7月19日(土)	大阪 茶 7月27日(日)
第3日目	東京 8月9日(土)	大阪 茶 8月29日(金)
第4日目	東京 8月10日(日)	大阪 茶 8月30日(土)
第5日目	東京 9月14日(日)	大阪 ㊦ 9月27日(土)
第6日目	東京 9月15日(月祝)	大阪 ㊦ 9月28日(日)
第7日目	東京 10月12日(日)	大阪 茶 10月25日(土)
第8日目	東京 10月13日(月祝)	大阪 茶 10月26日(日)

1. 借地権の区分(民法上・税務上)
2. 税務上の借地権(原始発生借地権・自然発生借地権)
3. 権利金・相当の地代・無償返還の届出書・使用貸借
4. 相当の地代通達の確認
5. 使用貸借通達の確認
6. 個人間の使用貸借と税務評価上の留意点
7. 『借主:個人、貸主:法人』である場合の税務評価上の留意点
8. 無償返還届出書を提出する場合の税務評価上の留意点
9. その他の借地権に係る税務評価上の留意点
10. 借地権評価に係る実務上重要な裁判例(判例)・裁決事例の検討



Ⅲ 難解事例から探る『土地評価の事例検討』実務

主に非公開裁決事例を用いて 通達や問答集には記載されていない 法令解釈等に基づく土地等の評価実務を確認

『難解事例から探る財産評価のキーポイント』(第7集)(令和7年の夏頃刊行予定)のなかから、厳選した事例※を講師が選択し、1日につき2~3事例に絞って解説いたします。

事例を解説するに当たっては、必要とされる知識の確認から始めて、最終的には当該事例から学ぶべき実務上最重要とされる法令解釈等のポイントを習得することを目標に行います。

※ 何例かの紹介予定事例を以下に示しておきます。(予定事例は予告なく変更される場合もありますので、その点については、あらかじめご了解願います。)

第1日目 東京 11月9日(日) 大阪 茶 11月22日(土)

第2日目 東京 11月10日(月) 大阪 茶 11月23日(日)

第3日目 東京 12月9日(火) 大阪 ㊦ 12月13日(土)

第4日目 東京 12月10日(水) 大阪 ㊦ 12月14日(日)

[テキスト書籍]

『難解事例から探る財産評価のキーポイント第7集』

2025年夏刊行予定 出版:ぎょうせい

※ 書籍代は受講料に含まれています。
ご自身でご用意していただく必要はありません。



11月
12月

全
4日

全日
10:30 ~ 17:00
(受付10:00 ~)

1. 使用貸借により宗教法人が運営する保育園の園舎の敷地及び運動場として貸し付けられている土地の評価方法(除斥期間経過済みの借地権価額の控除の可否)が争点とされた事例
2. A市(地方公共団体)の図書館建物の敷地として利用する旨が記載された土地賃貸借契約書の目的とされた貸宅地の価額につき、底地価額(自用地価額-借地権価額)で評価することの可否が争点とされた事例
3. 取引相場のない株式を純資産価額方式によって評価する場合に評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等の評価方法が争点とされた事例
4. 相続開始前に改修工事が完了した家屋及び相続開始時において改修工事中であった家屋で適正な固定資産税評価額が付されていないものの評価方法が争点とされたもの
5. 市街地農地の評価につき、評価通達に定める減価額を著しく超える宅地造成費等が見込まれるとして評価通達6に定める「評価通達により難しい特別の事情」の有無が争点とされた事例
6. 工場の緑地等として貸し付けられている土地(固定資産税評価上の地目:宅地、原野)及び原野と山林のいずれの地目認定も評価通達上可能とされる土地(固定資産税評価上の地目:原野)(いずれも市街化区域以外に所在)に係る各種の評価上の論点(地目認定、評価単位及び評価方法)が争点とされた事例
7. 宅地の評価につき、種々の論点((1)角地に該当するか否か、(2)角地に該当するとした場合の正面路線の判定及び(3)利用価値が著しく低下している宅地の評価(10%減)の適用の可否)が争点とされた事例
8. 土地区画整理事業の施行地区内の土地の価額を不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて評価することの可否が争点とされた事例
9. 被相続人の生前に同人の認識のない状況で所有する土地等の売買契約が締結された後の引渡前に相続開始があった場合において、その後、相続人によって当該土地等の買主への引渡しが行われたときにおける相続財産の区分(土地等又は売買残代金請求権)が争点とされた事例

IV 【相続税・贈与税】更正の請求の取扱い

国税通則法及び相続税法に規定する更正の請求について、また、裁判例(判例)及び裁決事例を通じて押さえておくべき重要ポイントを確認

4日間で相続税及び贈与税に係る更正の請求について、さまざまな観点から確認してみることになります。

まず最初に国税通則法に規定する更正の請求及び相続税法に規定する更正の請求の2つについて確認します。

その後は、更正の請求に係る各種の実務上の重要論点について、先例となる裁判例(判例)及び裁決事例を通じて押さえておくべき重要ポイントの確認を行います。

	2026年	
第1日目	東京 1月9日(金)	大阪 茶 1月24日(土)
第2日目	東京 1月10日(土)	大阪 茶 1月25日(日)
第3日目	東京 2月10日(火)	大阪 1 2月14日(土)
第4日目	東京 2月11日(水祝)	大阪 1 2月15日(日)

1月
2月
全
4日

全日
10:30 ~ 17:00
(受付10:00 ~)



V 不当利得返還請求権(相続財産該当性・財産評価)を巡る税務

近年の税務調査でも指摘機会が多くなったと思われる不当利得返還請求権について重要論点を確認

現代の社会的傾向(平均寿命の上昇、貧富格差の増大、少子化等)も影響しているものと考えられますが、近年の相続税の税務調査において(その前段階における申告書作成実務も含めて)、「不当利得返還請求権」が問題視される事案が増加してきています。

今回は2日間で、この不当利得返還請求権について民法上の考え方から相続税実務における取扱い(相続財産に該当するか否か。該当するのであれば、その評価方法等)を裁判例(判例)及び裁決事例を踏まえて確認してみることになります。

	2026年	
第1日目	東京 3月19日(木)	大阪 茶 3月28日(土)
第2日目	東京 3月20日(金祝)	大阪 茶 3月29日(日)

3月
全
2日

全日
10:30 ~ 17:00
(受付10:00 ~)